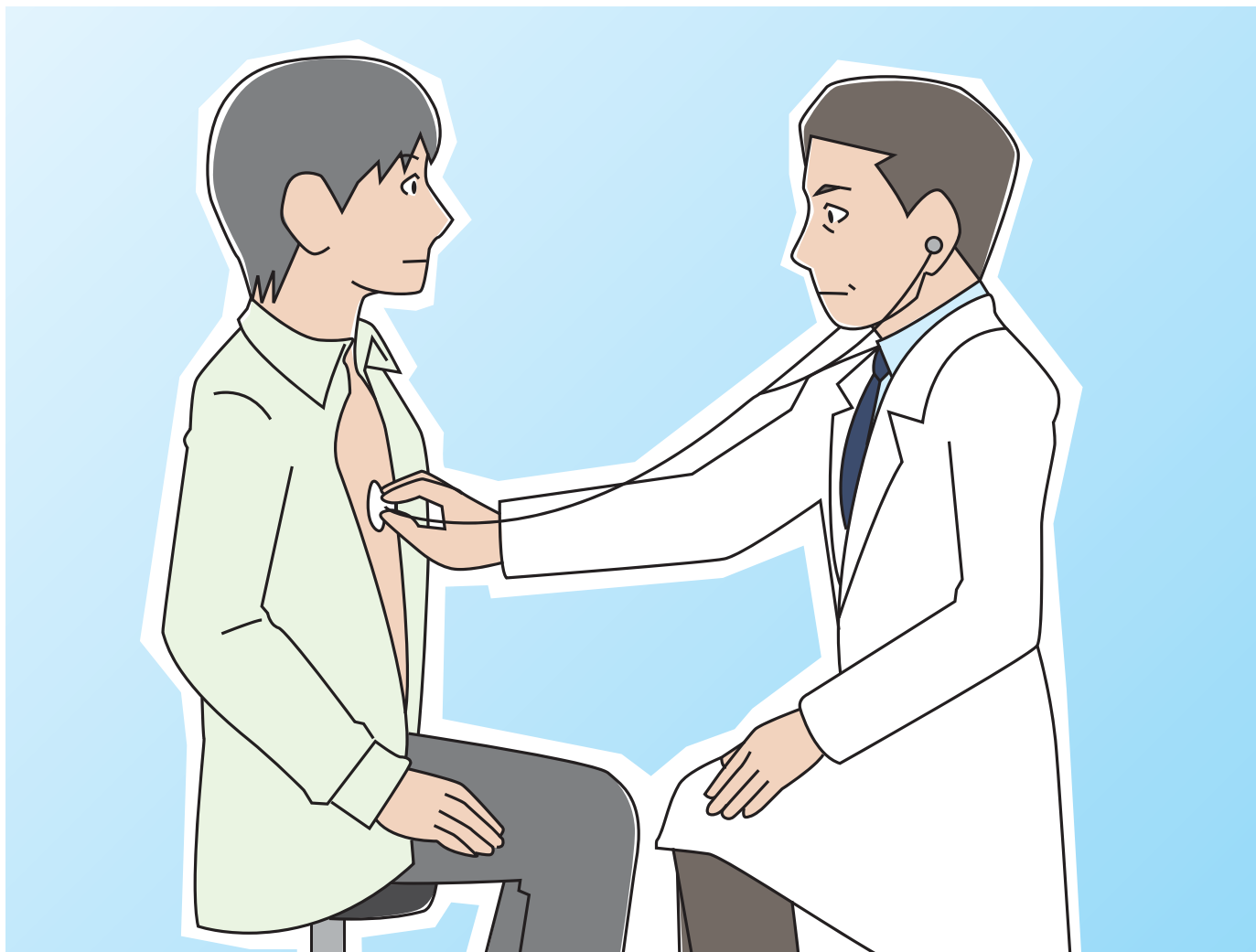


労働安全衛生法に基づく
定期健康診断等の項目の改正について
～平成20年4月1日施行～



- ・労働者の健康確保対策の充実強化を図るため、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の項目が改正されました。
- ・改正内容に基づき、労働者の健康確保のため健康診断を適切に実施しましょう。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署